

第3次一宮市環境基本計画 素案
概要版

令和 年 月
一宮市

環境基本計画とは

環境の保全及び創造に関する長期的な目標、施策、行動指針等について定めた環境行政を総合的・計画的に進めるための計画であり、「いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030」等の環境分野の個別計画における施策に方向性を与えるものです。

なお、記載内容の一部を「一宮市生物多様性地域戦略」に位置づけ、本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画とします。

計画策定の背景

環境に関する社会情勢の変化の中、前計画の計画期間が2023（令和5）年度で最終年度を迎えることから、新たな課題に対応していくため、新しい計画を策定します。

計画の期間

本計画の対象期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間です。

環境像

地球を愛し、人と自然が共生し、
持続可能で未来へはばたくまち いちのみや
～ 2050年 ゼロカーボンシティを目指して ～

私たちは、人も自然も共生できるみどり豊かで活力あるまちや、安全で健康かつ快適な環境を、将来の世代へ継承していかなければなりません。

本計画では、前計画の環境像「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」を承継し、「脱炭素社会」と「自然と共生する豊かな社会」がともに実現されたまちを一宮市の目指すべき環境像と定めます。

環境目標

環境像を実現していくため、本市を取り巻く環境の現状や将来顕著化が予想される課題を踏まえて、5つの環境目標を設定し、取組を進めていきます。

環境目標 1 脱炭素社会の実現



地球温暖化対策により経済成長の好循環を実現させ、環境と経済のバランスが取れたまちを目指します。

達成指標	現状〔基準値〕 (基準年度)	目標 (目標年度)	指標の説明
温室効果ガス総排出量の削減率	2013年度比 10.7% (2020年度)	2013年度比 47% (2030年度)	市内全域から排出される温室効果ガス総排出量の削減率

施策の体系

施策の柱	施策
①地域の特性を生かした脱炭素社会の実現	省エネルギー活動の推進
	脱炭素化の推進
	地域新電力事業の推進
②気候変動に適応したまちづくり	気候変動への適応の推進

主な役割

実施主体	主な役割
市民	エコライフを実践し、節電に努めます。
	グリーン購入を実施します。
	太陽光発電システムなどの導入により住宅の省エネ化を推進します。
	こまめな水分補給、帽子や日傘の利用など熱中症を予防します。
事業者	節電、さわやかエコスタイルの実施など環境にやさしい活動に努めます。
	グリーン購入を実施します。
	次世代自動車の導入やエコドライブに努めます。
	再生可能エネルギーや省エネ機器、高効率機器の導入に努めます。

環境目標 2 人と自然との共生



人と豊かな自然との共生を保持するとともに、生物多様性がもたらす自然の恩恵を次世代へ継承していくまちを目指します。

達成指標	現状〔基準値〕 (基準年度)	目標 (目標年度)	指標の説明
市街化区域の緑地率	7.0% (2018年度)	7.0% (2030年度)	市街化区域における緑地の割合
市民一人あたりの 公的緑地面積	9.0 m ² /人 (2018年度)	10.0 m ² /人 (2030年度)	市民一人あたりにおける 都市公園などの公的緑地面積

施策の体系

施策の柱	施策
①多様な生き物と生息・生育環境の保全	生き物調査手法の普及
	希少種や在来種の生息・生育環境の保全の推進
	外来種対策の推進
②身近な緑と水辺の保全と再生	緑化及び水辺や緑の保全
	自然とふれあう場の創出
③多様なステークホルダーの形成	生物多様性への理解の促進
	生物多様性を支える枠組みの構築

主な役割

実施主体	主な役割
市民	生き物の生息・生育情報等を提供します。
	身近な緑の空間を創出します。
	生物多様性に関する環境学習に参加します。
事業者	多様な生き物が保全されるよう自然環境に配慮した事業活動を行います。
	生物多様性が保全されるよう敷地緑化などに取り組みます。
	市民、行政などと連携して、生物多様性の取組を促進します。

環境目標 3 安全で健康、快適な生活環境の確保



大気汚染などの公害を未然に防止し、安全で健康かつ快適な生活環境が確保されたまちを目指します。

達成指標	現状〔基準値〕 (基準年度)	目標 (目標年度)	指標の説明
環境基準の達成率 (大気)	95.7% (2022年度)	100% (2033年度)	大気汚染に係る環境基準 6項目の環境基準達成率
環境基準の達成率 (水質)	100% (2022年度)	100% (2033年度)	市内河川における生物化学的酸素要求量の環境基準達成率
環境基準の達成率 (騒音)	99.1% (2022年度)	100% (2033年度)	自動車騒音面的評価における市内全体での環境基準達成率

施策の体系

施策の柱	施策
①良好な生活環境の確保	安全で暮らしやすい生活環境のための基盤整備
	多様な移動手段が選択できる交通環境のための基盤整備
②安心して暮らせるまちづくり	公害防止・環境負荷の低減
	上下水道の整備・維持管理、下水道への切替え
	衛生処理施設の整備・維持管理
	合併処理浄化槽への転換促進、適正管理

主な役割

実施主体	主な役割
市民	徒歩や自転車、公共交通機関の利用を心がけます。
	食器の油汚れを拭き取るなど、生活排水による水の汚れを防ぎます。
	テレビや音楽の音量などは近隣へ配慮します。
	下水道への切替えや合併処理浄化槽の設置、適正管理に努めます。
事業者	徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨し、ノーカーデー運動に参加します。
	大気汚染、水質汚濁、騒音などに関する法令を遵守します。
	規制基準に及ばない範囲についても、近隣への配慮に努めます。 化学物質の適正な使用・管理を徹底します。

環境目標 4 循環型社会の構築



市民・事業者・行政が協働して、ごみの減量・資源化・適正処理を推進し、効果的で効率的に資源を循環するまちを目指します。

達成指標	現状〔基準値〕 (基準年度)	目標 (目標年度)	指標の説明
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	559 g (2022年度)	480 g (2030年度)	年間の家庭系ごみ搬入量 ／年間日数／人口

施策の体系

施策の柱	施策
①ごみの減量・資源化の推進	4Rの推進
	家庭系ごみ、事業系ごみの分別・減量・資源化の推進
	ごみに対する理解の普及
②適正処理の推進	安定的な廃棄物収集・処理
	効率的なごみ収集・処理体制、資源化の検討
	不法投棄などの防止対策の推進

主な役割

実施主体	主な役割
市民	マイバッグやマイボトルを持参して、不要・過剰な包装は断ります。
	買い物時から使用時まで食品ロスを出さないように意識します。
	詰め替え商品の活用など、再利用することを心がけます。
	分別を徹底することで資源化を進めます。
事業者	使い捨ての商品の使用抑制に努めます。
	生産・流通・販売・排出の事業活動におけるすべての過程において、自らが排出するごみの発生抑制に努めます。
	本体や部品の再利用がしやすい製品の製造や、使用済部品の再利用に努めます。
	事業活動で生じた廃棄物は、自己の責任において、適正に処理又は資源化に取り組みます。

環境目標 5 環境意識の向上



市民・事業者・行政それぞれが、自ら環境について学び考え、役割・立場において、自主的に行動できるまちを目指します。

達成指標	現状〔基準値〕 (基準年度)	目標 (目標年度)	指標の説明
環境関連講座等開催回数	55回 (2022年度)	80回 (2027年度)	環境に関する講座等の開催回数

施策の体系

施策の柱	施策
①環境教育・環境学習の推進	環境情報の発信と提供
	環境学習の機会の提供
	環境リーダーの育成
②環境保全活動の充実	環境美化の推進
	協働に向けた体制の強化

主な役割

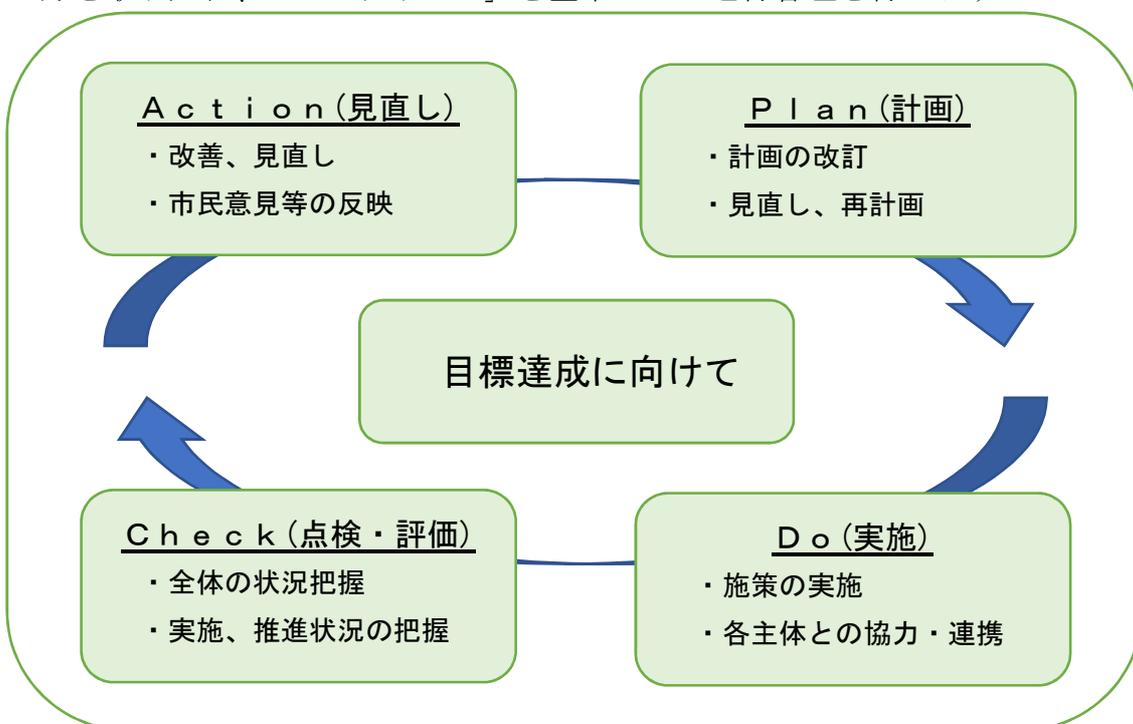
実施主体	主な役割
市民	地域の環境保全活動に参加します。
	環境問題に関心を持ち、家族など身近な人と環境について話をします。
	環境にやさしいライフスタイルを実践します。
事業者	地域住民と協力し、環境保全活動に努めます。
	環境問題に関心を持ち、事業所の環境情報の公開に努めます。
	環境にやさしい事業活動を行います。

計画の推進

本計画を適切に推進していくためには、市民、事業者及び市（行政）がそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して取り組む必要があります。

そのためには、本市の推進体制を整備するとともに、市民・市民団体や他の行政機関（国・県・他市町村）などが幅広く参加、連携する体制を確立していきます。

本計画は、「組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組み」である「環境マネジメントシステム」の考え方を取り入れ、「PDCA サイクル」を基本とした進行管理を行います



本計画の進捗状況については、毎年、「一宮市環境審議会」において評価を行います。なお、評価を行うにあたり、「一宮市環境基本計画等連絡会議」において連絡調整を行うとともに、「一宮市環境基本計画等推進協議会」へ報告し、意見を求めます。

また、一宮市環境審議会における評価結果については、市ウェブサイト等で公表し、市民や事業者と情報を共有します。